

いっぱん質問

知りたいこと
望むこと

3月定例会のいっぱん質問は、
8名の議員がおこない、町長・
執行部と活発な議論を展開しま
した。

質問 合併処理浄化槽が
だんだん普及してきてい
ると思いますが、年間の
維持管理費はかなり高額
になっています。
町として、もっと合併
浄化槽の普及をするため
に合併処理浄化槽維持管
理補助制度をもつける考
えはないか。



竹内 利一議員

合併浄化槽の維持管理の
ための補助を

町長 実態の調査をしま
したが、調べた範囲内
は、実際にやっている自
治体は少なく、直轄には
ありません。

河川が水源地という自
治体とそうでない自治体
で差があると思います。
こういう制度は本来、全
国規模の話であり、もう
少し国・県が積極的にや
って頂けると質問者の趣
旨も十分活かされるだろ
うと思います。



合併浄化槽のタンクのすえつけ

「環境美化条例」の有効化を



香原 暹 議員

質問 鞍手町には、環境美化条例が、制定されているが実質的に有効活用されていない。そこで早急に環境美化促進計画を

策定し、推進員を置き、具体的に進めるべきでは、また罰則を設ける考へは。

町長 環境美化は、町民あげて一緒に取り組むべきだと思います。これについては、もう少し時間を頂いて皆さんの指導もおおきながら取り組んでいきたいと思っています。罰則については、皆さ

んを罰すること自体が技術的に難しく、違反者の公表が一番適した処置ではないかと思っています。

水防対策会議の開設を

質問 総合的な水防対策の研究協議をするため専門家を含め水防対策会議を創設し、水防対策計画を策定する考えはないか。

また、西川の浚渫は、是非梅雨時までに終るよう強く働きかけて頂きたい。

町長 本町では、毎年水防会議を設けて関係者の協力、ご意見を聞いて、その実施計画を作っております。研究機関の設置の必要があるかどうかは、河川管理者にお願いするのが先ではないか、その後に考えていきます。

西川の浚渫は、今後とも梅雨前に着手して頂くように要望してまいります。

ゴミ処理は今後どうなる



宇田川 亮 議員

質問 固形燃料の処理費が、トン当たり、5千円から、7200円に値上げされたことについての説明を。

の値上げを認めざるを得ませんでした。

質問 今後も値上げが予想されるのでは。

町長 山口エコック株式会社との契約は5カ年となっていますので、5年間は、値上げの心配はないと思います。

質問 値上げがゴミ袋料金へ転嫁されることは。

町長 町の持ち出しは590万円で、財政的には厳しいが、今のところ、ゴミ袋料金の値上げはしないつもりです。

質問 発電所の事故の経過と今後の対策は。

町長 大牟田リサイクル発電所創業開始後1年3カ月経ちましたが、その間に事故が6回起こっています。今後の安全対策

としては、貯蔵サイロへのRDF搬入の低減化と温度、湿度の監視の強化です。

質問 くらじグリーンセンターでの事故対策も必要では。

町長 くらじグリーンセンターでの事故は、1年3カ月の間に9回ありました。その主なものは、異物搬送によるものです。今後ごみの出し方について、町民向けのPRを図りたいと思います。



環境美化条例の看板



くらじグリーンセンター

ゴミの不法投棄、犬のフンの対策は



花田すまこ 議員

町長 基本的には一口で言えば個人のモラルの欠如と言えます。町は住民意識の啓発ということ、回覧板を回したり、或いはそれぞれの所に不法投棄禁止の看板を立てています。

質問 他人の家の前や畑、空き地にゴミが投げ捨ててあります。近隣の迷惑は勿論、環境にも悪影響を及ぼします。行政にはこのような苦情の通報があるのでしょうか。あつた場合どのような対応をされているのか。

また、不法投棄の内容をチェックして、誰が投棄したのかを調べるといふことで職員は大変苦勞してやっています。分かったものについてはきちんと対応をしています。どうしても出来ないものは残念ながら町の予算で



不法投棄の現場

処理しているという状態です。

質問 道路や公園、草むらに犬の糞が落ちていますが、糞を片づけるのは飼い主として当たり前のことだと思えます。

他の地域で犬の糞禁止の看板を見ますが、当町にはそのような看板はあるのか。

町長 犬は適当な運動も必要です。その時飼い主は3ない運動、まず犬は放さないということ。迷惑を掛けないということ。捨てないということ。この3ない運動を守って頂きたい。

鞍手町の公園で大きな看板を立てるのはどうかと、町民の品位の問題で、こんなことをするのはという話にもなりかねないし、酷ければ看板の設置も必要だと思っています。特にこの問題については、町民上げての取り組みが必要だと考えていますので、今後も引き続き啓発等について努めていきたいと思っています。

合併はどうなるのか



松本 典子 議員

合わせて、いろいろな課題を乗り越えなくてはならない時期にあると思っています。

住民投票については、現時点では、その体制にもないし、時期ではないと思っています。

30人学級の実現を

質問 30人学級を実現するために、国の少人数学級研究指定を受ける考え

質問 一市四町の合併が若宮町の離脱によって崩れた。次は、一市三町と言っているが、宮田町も結論をのばしている。今回の合併は白紙に戻す。そして合併しない選択肢もあるのでは。

町民の真意を問う住民投票を実施する考えは。

町長 合併に取り組む私の基本姿勢は、議会の合併特別委員会、先日の全員協議会でもはつきり申し上げている。合併について、白紙に戻すという選択肢は持ち合わせておりませんが、過去何回も申しましたが、合併は避けられないということと

は。また、この内容を各学校に指導されているのか。

教育長 このことについては、平成15年度の指導方法工夫改善教員が加配されているところは、それをもつて当てるということ、町内では、室木小学校以外は全校に配置されています。

指導工夫改善教員として今の状況で活用する方が効果的であると思いません。

現場の校長とも相談し、今後の研究、検討課題としたいと思っています。



剣北小学校3年生（40人）の教室

教員組合との和解を



武谷 保正 議員

質問 一審費用は教組、二審は町の負担と判決が出ていたと思います。裁判費用は、二審でどれだけかかったのか。

また、最高裁に上告されたが、何年かかるのか。弁護士に払う費用は年間いくらなのか。財政が逼迫している今日無駄な支出をしていいのか。

私は、是非和解で早く解決して学校で起きている色々な問題を解決して頂きたい。

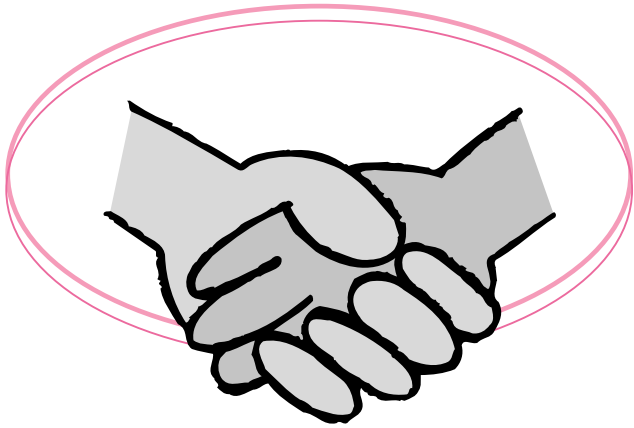
町長 二審で損害賠償金20万円と判決が出ています。訴訟費用が30万円、弁護士費用が26万2千5百円です。最高裁に上告理由書を出しています。

最高裁が受理するかしないかの判断が出ます。受理しないとすれば上告棄却となり、受理されれば書類審査が始まり、証人喚問はないようです。

最高裁の上告費用は27万4千280円です。更に、勝訴か敗訴するかはありますが勝訴すれば成功報酬がいますが、大きな金額ではないと聞いています。

今回一審、二審共に和解という裁判官の調停はなかったと聞いています。率直な気持ちで申し上げている以上、その判断を仰ぐというのが至当と思っております。

最高裁は大体1年近く掛かるそうです。



配食サービスがいまだに充実できない要因は



岡崎 邦博 議員

質問 配食サービスについては、平成12年12月議会を含めて3度一般質問を行っていますが、町長は質問に対し、「従来からも補助事業制度はできるだけ活用していく。やるということについては当然制度事業を活用し、努めて質問者の言われる方向で努力していきたいと考えている。」と答弁されています。

ところが町長が答弁されてから、もう3年以上が経過していますが、なぜいまだに実施できないのか。その理由は何か。

町長 従来からボランティアの皆さんが主体的に実施していただいているが、補助事業で回数を増やすとなると、新しい体制になり、有償、無償の関係も出てきて、果たしてうまく運営できるか危惧している。また、合併の問題もあり、実施後に合併によってまたスタ

イルが変わることもいかなものか。合併に向けての取り組みも検討の要因であり、現時点では結論を見出すことにはならない。

ただ、民間委託ならば昼食型か、夕食型のどちらかはできるかなと思っているが、いずれにしても協議会の中で議論をしていきたいと思っています。



配食サービスでがんばっておられるボランティアの皆さん

産業廃棄物税を導入できないか



福本 博文 議員

則禁止なので、条例の制定については、今の段階では考えていません。

中小学校の3学期制を2学期制に

質問 週5日制の導入で削られた授業時間を2学期制を導入することで学期を長くし、授業時間を増やすことで、ゆとりを持つって生徒指導評価することができると思いますが、小中学校の2学期制

質問 地方分権一括法で認められた法廷外目的税のシステムを活用し、産業廃棄物税の導入で環境改善を推進し、税収アップにつなげられないかという問題提起です。

室木に一箇所産廃処分場がありますが、この産廃に1トン千円の税率で課税してはどうか。

町長 産業廃棄物処理及び清掃に関する法律の中では産廃は県の事務となっており、17年から福岡県資源環境促進税という形で実施したいと聞いています。

町が導入すれば二重課税となり、二重課税は原

3学期制と2学期制の学期区分

3学期制		月	2学期制	
春休み		4	春休み	
1学期		5	前期	
		6		
		7		
夏休み		8	夏休み	
2学期		9	後期	
		10		
		11		
冬休み		12	冬休み	
3学期		1		
		2		
春休み		3	春休み	

の思考について、教育長のご見解をお願いします。

教育長 時間数は、12時間程度プラスになるとは思いますが、1学期の終わりが10月になると、それまで保護者には子どもの学力がどの程度ついたかわからず、不安になるかもしれません。3学期制を今までやってきた中で、それを2学期制にするには、十分検討しなければならぬと思っています。

選挙管理委員会委員及び同補充員を選出

選挙管理委員会委員及び同補充員の任期満了に伴う選挙が、地方自治法第82条の規定に基づいて、3月10日の本会議で行われ、次の4氏が選任されました。

補充員



神谷 勝之さん (新延)



日高加代子さん (八尋)



和田 康徳さん (小牧)



野中 照彦さん (木月)

選挙管理委員



梶栗 徹毅さん (古門)



秦 陽さん (中山)



市川健二郎さん (中山)



入江 均さん (新北)